

原告団

ニュース136号

次回裁判:2023年6月30日(金)午後2時～

目次

再処理工場の竣工が大幅に遅れている理由	1
裁判報告	
・準備書面(196)	3
航空機落下確率評価に関する適合性審査の誤り(その2)	
・準備書面(197)	4
火山事象に対する安全の欠如 その6	
「さようなら原発・核燃 3.11 青森集会2023」 に参加して考えたこと	7
「4・9反核燃の日」全国市民集会 私が言いたかったこと!	8
寄稿「核のゴミから未来を守る青森県民の会」 設立総会に参加して	9
フクシマを忘れたGX法案(反対声明)	10
核燃を巡る動き	14
「3.11集会」・2つの集会に参加して	15
お知らせなど	16

再処理工場の竣工が大幅に遅れている理由

代表(弁護士) 浅石 紘爾

1. 再処理計画

(1) バラ色の宣伝

核燃立地要請当時、電事連は県民にバラ色の宣伝をしました。エネルギー資源に乏しいわが国の発展に欠かせない国策であること、地域振興の起爆剤となりこれを受け入れなければ青森県は哀れな道をたどるとまで言い切りました。

ところが30年以上経っても再処理工場は本格操業できず、これまで1キロワットの電気作りにも寄与していないのに、建設・試運転、保守管理費用に湯水のように巨費が注ぎ込まれてきました。その間、たびたび事故・トラブルを起こし県民を不安に陥らせ、日々危険と隣り合わせの生活を強いてきたのです。また高レベル放射性廃棄物が約束通りに搬出されそうになく、事実上の核のゴミ捨て場にされそうな状況にあります。

青森県には原子力マナーが落ちたものの、県民には還元されず、立地当時の宣伝は誇大なデマだったことが判明しています。核燃立地は青森県を決して豊かにしてくれなかったのです。

(2) 計画の遅れ

① 当初の計画

1989年の当初申請書によると、再処理工場の着工は1992年4月、竣工は1999年8月を予定していましたが、実際に着工したのは1年遅れの1993年4月でした。

日本原燃は竣工時期の延期を繰り返し、2022年12月26日、その時期を2024年4月～6月に延期(26回目)すると発表しました。当初予定から実に四半世紀、着工から32年の大幅な遅れです。原発の場合は着工から臨界までの期間が4～5年であることに比べると、六ヶ所は一体全体どうなっているのか、本格操業はいつになるのか、本当に稼働できるのか疑問は尽きません。

② 竣工とは

現在再処理工場は適合性審査に合格して、設計及び工事の計画の変更認可申請手続きが行われている最中です。

竣工とは、使用前事業者検査(炉規制法46条)の検査結果の適合性審査に合格することを指します。合格したからすぐ本格操業に入れるわけではなく、その後原子力防災計画の策定、地元自治体との基本協定の締結(同意)という段階を踏

まなければならず、予定通り竣工できても本格操業はさらに先になります。

③ 設工認の困難性

問題は設工認がいつ下りるかと言う点です。

認可申請は工事対象である建物や設備機器が多数(主要建屋10数棟、主要機器約2万9000件、配管1300km)あることから、2回に分けて申請することになっていました。第1回目の申請(冷却塔の耐震補強工事等)が記載ミスで補正を重ねた結果2022年12月21日ようやく認可されました。

2022年12月26日第2回目の申請がなされました。

日本原燃は設工認申請のための要員として、自社社員と各電力会社の社員合計約400人に、申請書作りに専念させていますが、原発には詳しくても、いかんせん再処理には素人同然の外人部隊集団であり、しかも、設備機器が老朽化により当初設計を変更していることから、申請書作りに四苦八苦し、規制委員会の「お叱り」を受けて2回目の申請はまだ正式に受理されていない実情にあります。

② 事故・トラブルの発生

試運転開始後に発生した事故・トラブルは、労災事故を除き300件近くに達し、とりわけガラス固化の失敗は本格操業の重大な妨げとなっており、新技術の成功も疑問視されています。

2. 竣工遅れの背景と原因

(1) 背景事情としては次の点を指摘することができます。

① 原発再稼働の停滞が使用済燃料の再処理の必要性和緊急性を減少させていること。

② プルトニウム利用計画が挫折したため、六ヶ所再処理工場を動かしてプルトニウムを作る実益がなくなったこと。

2023年4月に国会に提出されたGX束ね法案の原子力基本法の改正条項(基本方針)の中では、「再処理の着実な実施」が規定されていますが、プルトニウム利用については言及がありません。

③ 全量再処理路線はいまや中間貯蔵方針にとって代われようとしています。高コストで危険な再処理からの撤退が模索されているのが現状にあること。

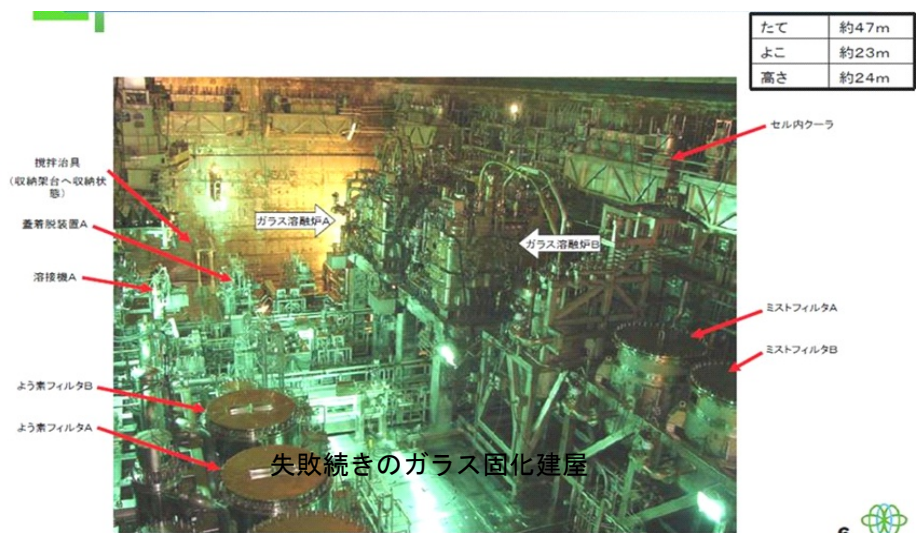
④ 高レベル廃棄物の最終処分場探しが難航し、これ以上プルトニウムを増やすわけにいかないこと。

以上要するに、電力会社側に竣工を急ぐ客観的な必要性和実益がなく、日本原燃側も技術がないだけでなく、やる気と緊張感を欠いていることが遅れの背景にあるのです。

(2) 遅れの直接的な原因は以下の通りです。

① 日本原燃の技術的能力の欠如

社員・技術者に専門的知識と経験が欠けている。このことは設工認申請の杜撰さから明らかです。



③ 新規制基準の重要な安全対策の1つである耐震性を確保できない現状にあること。

すなわちアクティブ試験に伴う高い放射化された建屋、設備機器(レッドセル)の耐震補強工事ができず、基準地震動(700ガル)をクリアできないからです。

④ かつての安全審査に比べて安全規制が厳しくなったこと。

⑤ 3・11以降司法のチェック(運転差し止め判決)が厳しくなり、規制委員会や事業者も慎重な対応を迫られている実情にあること。

3. まとめ

以上の諸事情に鑑み、日本原燃が発表した2024年上期の竣工予定は極めて困難です。27回目の延期を許すことなく、早急に再処理の安楽死と後始末の処方箋作りに着手すべきです。

準備書面（196）

航空機落下確率評価に関する適合性審査の誤り（その2）

弁護士 伊東 良徳

この準備書面は、原告準備書面(191)に続き、被告が提出した反論準備書面(9)に対して再反論したものです。

1. 航空機落下確率評価基準（訓練空域内で訓練中及び訓練空域外を飛行中の落下事故の評価 基準7～8ページ）

原則として原子炉施設及びその周辺上空の訓練空域からの自衛隊機又は米軍機（以下軍用機と略す）の落下を原子炉施設の立地点ごとに評価する必要があるが、現時点ではこのような飛行形態で原子炉施設周辺に軍用機が落下した事例がないことに鑑み、軍用機が陸上に落下する確率の全国平均値を用いるものとする。

ただし、今後、①原子炉施設の上空あるいはその周辺の訓練空域で訓練中の軍用機が落下した場合や、②原子炉施設周辺に存在する訓練空域での訓練飛行の回数が明らかに他の地域より著しく多くなったと判断される場合は、こうした実際の状況を考慮して原子炉施設への航空機落下の確率を評価する。

2. 被告の解釈

被告は、上記ただし書きが指摘する①、②の場合というのは「本件平均値（全国平均値）を用いるかどうかを慎重に検討すべき場合を示したもの」にすぎないと主張する。

3. 反論

しかし、基準の文言は、2つの要件を満たす場合には「こうした状況を考慮して、原子炉施設への航空機落下の確率を評価する」と定めており「検討する」とは規定していない。

そして、ここにいう「実際の状況」とは①は現実の落下事故を、②は周辺の訓練空

域での訓練飛行回数を指すと解される。とりわけ②の場合には①（現実の事故）を前提とせず飛行回数が重視されるべきである。

被告自身も②の趣旨につき、基準策定当時は訓練空域ごとの飛行回数を把握することは極めて困難であるが、実際の飛行回数データが入手できるようになった場合には、このデータを用いて落下確率評価をすべきと認めている。単に「平均値」を用いるかどうかを慎重に検討すればよいとは解しておらず矛盾がある。被告の主張は、基準の解釈を恣意的に曲げているものである。

また、被告は過去における実際の飛行実態を総合的に検討した上で、平均値を用いた確率評価には問題がないことを確認していると主張する。しかし、ただし書き②の要件が満たされた場合には、過去の実績とは関係なく評価をし直すべきであり、そうすれば異なった結論が出るはずである。

4. 飛行回数は明らかに他の地域よりも著しく多くなっている

これまでに日本原燃（参加人）が調査したところでは、訓練空域での飛行回数は年間数万回（多いときは6万8669回）、近年は数千回となっており、「著しく多くなっている」ことは明らかであるから、落下確率評価に当たっては、**全国平均値ではなく**、このデータを使って計算すべきである。本件適合性審査にはこの点で過誤・欠落がある。

※ 次回は防護設計基準（衝突速度150m/s）の不合理性などについての再反論を予定しています。

大分争点が煮詰まってきて、規制委員会の適合性審査のボロがはっきりしてきたように思います。伊東代理人の奮闘に敬意を払う次第です。

準備書面（197）

火山事象に対する安全の欠如 その6

弁護士 中野 宏典

この準備書面は、被告準備書面（6）に対する反論であり、これまでの新・旧火山ガイド批判の立地評価部分にかかる原告ら準備書面をまとめた内容となっています。

1. 相対的安全性

被告は、原発と代替エネルギーのメリットを比較して、原発の安全性を条件として利用が許容されると主張する。

しかし、原子力施設の絶対的安全性はあり得ない以上事故は起きる。

原子力よりも安全で安価なエネルギーを活用し、廃棄物問題を次世代に残さない政策が時代の要請である。

しかし、規制委員会には、大局的、倫理的判断をする資格も能力もない。規制委員会の判断は基準審査適合性の合理性の有無についてのみであって、施設の安全性まで保証するものではない（元田中委員長発言）。これでは相対的安全さえも守れない。

2. 火山ガイドの位置づけ

被告は、火山ガイドは内規の一つに過ぎないと主張するが、火山影響評価の具体的審査基準であることを否定する趣旨であるとすれば、これは審査の妨げであるばかりか、有害な主張と言わざるをえない。

3. 発生可能性の相応の根拠

(1) 被告は、巨大噴火は国家の存立にも影響を与えかねない重大・深刻な災害を起こす自然現象であるにも関わらず、法規制や防災対策を行っていない。従って、巨大噴火の発生可能性が相応の根拠をもつ

て示されない限り、これを安全確保上想定しなくてもよいと主張する。

しかし、十和田カルデラ噴火は阿蘇4噴火（VEI8）よりは規模が少なく「国家存立」とは無関係である。巨大噴火について現時点で法規制や防災対策が無いのは単に立法府、行政府の認識不足（危機意識の欠如）と怠慢によるものである。

(2) 相応の根拠とは、新火山ガイドの「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的な合理性のある具体的な根拠」を指すと思われるが、現在の火山学の水準では巨大噴火の中長期的予測は困難であるから、住民側に根拠を示させることは、そもそも不可能である。

本件施設には大量の使用済燃料、高レベル廃棄物が貯蔵されており、噴火の相当の根拠を示すこと自体が無理なのであるから、巨大噴火が起きたときは拱手傍観しているほかないことになる。火山ガイドでは、安全は確保できないことになる（安全規制からの除外）。

4. 新火山ガイドは旧火山ガイドの改悪（規制の緩和）である

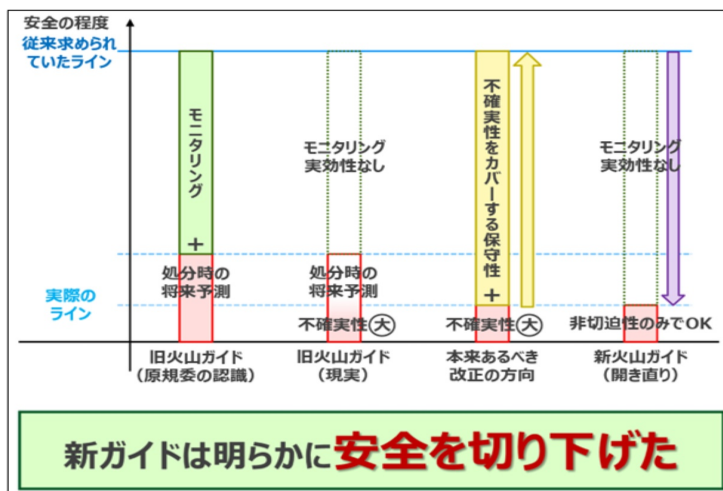
(1) 要件の切り下げ

新火山ガイドは、裁判所が用いた社会通念論を奇貨として、ガイド基準にこの解釈を取り込み安全の水準を引き下げ、更に i) 非切迫性の要件、ii) 具体的根拠欠陥の要件を満たさない時は巨大噴火の可能性は十分小さいと評してよいと改定するに至った。

しかし、火山がどういう状況（マグマ

溜まりの状況など) になっているかを把握することは困難である、モニタリングでも前兆現象の把握は無理である。そもそも、日本原燃は、最初から搬出不可能と考えて放射性物質の敷地外搬出を想定していない。

しかも、噴火の可能性を科学的に示す具体的な根拠など得られるはずもなく、得られても事業者が「稼働が認められなくなるような根拠を示す」という不利な主張をする期待可能性がなく、基準の不合理性は明らかである。



(2) 新火山ガイドの開き直り

旧火山ガイドは、噴火予測について不確実性があることは認めたとうえで、その不確実性に対しては、モニタリングを実施することで補うとし、原発に求められる安全を達成しようという考え方に基づいている。

ところが、実際には、噴火予測に関する不確実性は、原子力規制委員会が考えていたよりも大きく、モニタリングも実効性がないことが明らかとなってしまった。

そうであれば、本来は、噴火予測について不確実性が大きいこと、モニタリングも実効性がないことを前提として、これらの不確実性をカバーできるだけの保守性を見込んだ改正がなされなければならなかった。

ところが、実際の新火山ガイドは、処分時の将来予測について、「現在の状態を評価すればよい」と開き直り、不確実性から

目を背け、また、モニタリングについても、個別評価の外側にあるなどとして開き直ってしまった。これではカルデラ噴火が発生するような前兆現象を把握したとしても核燃料を搬出できない。

(3) モニタリングの否定

被告は、モニタリングは巨大噴火相当前に兆候を察知できることを前提とするものではないと主張する。

この主張は事実と反するばかりか、旧火山ガイドでは影響評価に進むための条件と位置づけられていることと矛盾する。被告主張どおりだとすると、モニタリングで兆候が掴めれば対応するが、掴めなければそのまま事故になっても仕方がないということであり、実質的にモニタリングにはさほど意味がないと言っているに等しい。

(4) 司法判断との整合性がないこと

被告は、新火山ガイドの考え方は、一連の司法判断(決定)と整合的であると主張する。

しかし、これらの決定は民事差止仮処分に関するもので、一部には被告の考え方を採用したものもあるが、3つの決定は火山ガイドの不合理性を認めた(ただ結論は社会通念論で却下した)。

本件は民事と異なり、「基準と審議」の合理性が問われる行政訴訟であり、社会通念論を適用すべきではない。

5. 社会通念論について

(1) 反比例原則

被告は、「被害が深刻であればあるほど低頻度(低い発生確率)の事象についても考慮するという反比例原則」は、原子力規制では採用されていない。この原則論は絶対的安全を求めるものだと主張する。

しかし、原子力災害(福島原発事故の惨状)に照らし、被告の主張には啞然とさせられる。

原告らは、本訴で「破局的噴火よりも一桁小さい巨大噴火のリスクを社会通念上無視してもよいのか」を問題にしているの

であって、絶対的安全を求めているものではない。要は、巨大噴火の影響の及ばない場所に施設を建設すればいいだけの話である。

(2) 法規制や防災対策の不存在

被告は、「災害の防止上支障がないもの」という基準策定に当たり、立法や行政の分野において、巨大噴火に係る規制等の実施状況を踏まえ、そのリスクに係る社会通念を考慮することは、相対的安全性の考え方を踏まえた合理的なものであると主張する。

しかし、原子力災害が発生した場合には他とは比較にならない甚大な被害が生じるのに、法規制や防災対策が存在しないからと言って原子力施設について巨大噴火を考慮しなくてもよいというのは論理的に飛躍している。前述のとおり、安全対策がないのは、政治の無理解、怠慢に原因があるのである。

(3) 新火山ガイドでは

巨大噴火に準ずる規模の噴火（十和田

中掇）について社会通念で容認することになり不合理である。

旧火山ガイドにおいては、VEI6を含む巨大噴火ではなく、VEI7以上の破局的噴火についてのみ、社会通念論が用いられてそのリスクを受忍できるかどうか議論されていたのに対し、新火山ガイド（その前提としての「基本的な考え方」）は、社会通念論を巨大噴火にまで適用しようとしている点で、旧火山ガイドよりも安全が切り下げられている。

とりわけ、本件において問題となる十和田カルデラ（大不動火砕流噴火及び八戸火砕流噴火）は、VEI7ではなくVEI6クラスであり、福岡高裁宮崎支部決定のような考え方を前提としても、社会通念によって無視できるような噴火ではなかった。

このような規模の噴火についてまで、社会通念によって容認するなどという社会通念は存在しない。

被告規制委・参加人日本原燃の訴訟準備

次回裁判の日程

1. 被告・原子力規制委員会

準備書面(10)平常時被ばくを提出。

- ・被ばく線量の $22\mu\text{Sv}/\text{年}$ は妥当
- ・トリチウム、クリプトン等の垂れ流しを強調する原告らの主張は前提を誤ったものであり、理由がない。
- ・ヤマセの影響を考慮しないことは適切
- ・気象指針は排気塔近くで過小評価(小山氏)との主張に対する反論
- ・ハガキ放流実験に関する反論

次回は重大事故対策、石油備蓄基地火災関係の反論を提出予定。

2. 参加人・日本原燃

準備書面(4)重大事故対策を提出。

次回の予定は特になし。

2023年6月30日(金)

午後1時30分～ 進行協議

午後2時～ 口頭弁論

- ① この日、裁判長が交代するので、原告2名の意見陳述を行ないます。
- ② 六ヶ所断層、火山関連の準備書面等を提出する予定。
多くの皆さんの傍聴をお願いします。
(次回以降の予定 2023. 9. 29、12. 22)

「さようなら原発・核燃 3.11 青森集会2023」に参加して考えたこと

青森市在住 原告 遠藤順子

2023年3月5日、青森市のリンクステーションホール青森・大会議室で「さようなら原発・核燃 3.11青森集会」が開催された。新型コロナが流行してからはオンライン開催となっていたため4年ぶりの会場開催であり、どのくらいの人が会場まで足を運んでくれるのか少し心配だったが、開始時間が近づくにつれて、どんどん人が増えてきてほぼ満席（主催者発表 400人）となり、ほっとした。

樋口英明・元福井地裁裁判長の講演「私が原発を止めた理由 - 本当は誰でも分かる原発裁判」は非常に面白く、かつ、わかりやすくとても良かった。特に、「**原発の耐震性が三井ホームや住友林業の耐震性よりもずっと低く、しかも近年、原発の耐震設計基準を超える地震が日本各地で観測されている**」という事実に驚いた。つまり、**原発は私の家よりも耐震性が低い**のだ。あんなパイプだらけの複雑な構造の原発が、普通の家よりも耐震性が低くていいはずがない。

ドイツは、今年の4月15日に現在稼働中の原発3基を停止し、「**脱原発を実現する**」という。当初は2022年末までに全原発を停止するはずだったが、ウクライナ-ロシア戦争が始まってしまったことでロシアからの天然ガスの供給が止まり、停止予定だった原発を稼働継続していた。その稼働期限が4月15日なのだ。原発を止めても使用済み核燃料は冷やし続けなければならない、「これで全て解決」ということにはならない。しかし、福島原発事故を教訓として脱原発へと舵をきり、それを堅持し続けている「**理性の国ドイツ**」がとても羨ましい。

この「**ドイツの決断が正しい**」ということは、「**原発は自国に向けられた核兵器です**」という樋口元裁判長の言葉からも明らかだ。戦争になったら、核兵器を使用しなくても、「**相手国の原発のうちの一つを停電させれば、**

やがて核爆発が生じて核兵器と同じダメージを相手国に与えられる」ということは、今や世界中に知られることとなった。つまり、戦争になれば、原発は必ず標的とされてしまうのだ。日本は福島原発事故当事者であり地震大国であるにも関わらず、「**老朽原発まで動かしてもよいことにする**」という。どんなに軍備を強化したところで、原発がたくさんあるのだから、世界から見れば、日本は要するに「**標的だらけの国**」じゃないか。

だからこそ、青森集会の決議文は、「国の原子力政策や核燃サイクル政策を中止し、再生エネルギーなどに転換すること。使用済み核燃料は再処理せずに直接処分し、国と電力会社の責任で安全に管理保管すること。そして、青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしない条例を制定すること」などを求める内容であり、満場の拍手で承認されたのだ。原発も核燃サイクルも要らないどころか、あってはならないものだと思わなければならない。

さて、集会のあと、会場から青森県庁までデモ行進（主催者発表参加者 150人）をしたのだが、途中の東奥日報新町ビル前では「**いいかげんねん、日本原燃!**」とみんなで叫んだ。何しろ、**東奥日報新町ビル2階には日本原燃サイクル情報センター**という宣伝施設が入居し、さらに**4階には日本原燃(株)青森地域共生本社**が入っているのだ（さらに東北電力のキッチンスタジオ「e-TO」もある）。そして、この東奥日報、青森県内で最も購読数が多い地方紙だが、「**日本一多くの原発・核燃広告料をもらっている新聞社**」であることが、本間龍氏によって曝露されている。おまけに、このビルの入居料も日本原燃(株)や東北電力(株)からもらっているのだから、まともな原発・核燃記事など書けないことは自明だ。

東奥日報新町ビル前で、「**いいかげんねん、日本原燃!**」と叫ぶだけじゃなく、「**原発・核燃推進の東奥日報は要らない!**」と叫べばよかった。

(2023.3.31 記)

「4・9反核燃の日」全国市民集会 私が言いたかったこと！

弘前市在住 副代表 佐原若子

4月9日は青森県民にとって忌み嫌う特別の日だ。1985年4月9日当時の青森県知事北村氏が核燃サイクル3点セットを受け入れた。それ以来、青森ではこの日を「4・9反核燃の日」とし全国集会を開催し、抗議を続けてきた。今年で37回目を迎えた。三村知事は高レベル廃棄物などの青森県からの県外への搬出の確約が国との間にあると主張するが、その気配は一切なく、現岸田政権は老朽原発の再稼働、原発の新設など原発回帰に向かっている。膨大な軍事予算など、この国の未来は暗澹たるものである。素晴らしい憲法を持ちながら、最悪の法案を閣議決定で国会での議論もなく決定してしまう暴挙がまかり通る、無法内閣である。集団的自衛権によって、また戦争に巻き込まれる悲惨な歴史が繰り返されないことを祈る毎日である。今回も狭い会場ではあるが全国から反戦・反核の方々が集まり満席の会場となりました。しかし、過去の熱気に比べれば寂しい感じがした。再処理工場稼働を許してはいけないその思いと理由を、もっと、もっと全国に、全世界に発信し活動していかなければいけないのだと思った。

再処理工場はたった1日で原発1年分の放射能を出すのはご存知だと思います。だから再処理工場には管理目標値はあるが総量規制がない、水中濃度規制は無い。制限・規制すると操業できない超危険な施設なのです。化学工場と、核物質を扱う両方の危険性を併せ持つ危険な工場です。三村知事は安全に稼働させるといいますが、稼働するだけで環境を汚染する危険なものなのです。それを信じて、税金や県内の各事業所の事業収益を当てにしても、恐ろしい結果が待っている危険性を顧みない愚かさはこの国の未来、子供たちの未来に大きな禍根を残すと思う。地震の多さ、活火山の多さ、巨大活断層の存在、高レベル廃液、満杯の使用済燃料が入っているプール。放射能の強烈な汚染のために、耐震補強工事



2023.4.9 お話する佐原若子さん

ができない再処理建屋。管理の杜撰さが報告される日本原燃には経理的な問題もある。何よりも無責任な国の原子力政策。六ヶ所で事故が起きれば青森県だけの問題ではない。私たちが求めるのは同情ではない、ともに抱える危険性に対峙する国民の姿勢だ。ノット・オン・マイバックヤードではなく、共感し、ともにある危機に、ともに闘い、向き合う姿勢がこの国を、子供たちを救うただ一つの道だと言いたいのです。私たちは浅石弁護団長を軸に裁判を続けます。ウラン濃縮、低レベル廃棄物埋設施設など、最初から数えれば34年を超える裁判を引っ張っていらした浅石代表、原子力情報室の上澤さん・澤井さん、献身的な事務局の皆さん、全国の会員・サポーターの皆さまの力でここまで続けてきました。病床を押して証言された高木仁三郎先生、座ることなく証言された生越先生、舌鋒鋭く弁護された海渡・伊東弁護士はじめ弁護団の皆様、すでに鬼籍に入られた原告や運営委員の皆様、力と勇気を下さった広瀬隆さん、平野良一さん。みんながいたからみんなの力で反核燃運動は、続けてきた。時間稼ぎなのか？と疑う、のらりくらの国側の弁護団に腹が立っても、まだまだ続く裁判です。心から全国の方々の続けてのご支援と拡大を願い、何より青森県民に、反核燃の意志を強く持ち続けていただきたいのです。

再処理の真実を知ってほしい！自分たちの問題です！声を上げ続けていきましょう！子供達のために！私たちの責任です！

寄稿「核のゴミから未来を守る青森県民の会」設立総会に参加して

八戸市在住 柏山佳代

4月15日土曜日、青森市アスパム会議室で開催された「核のゴミから未来を守る青森県民の会」設立総会に参加した。この新しい活動組織は、前身となった「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地としない 条例制定を求める県民の会」の成果を引継いで、青森県労働組合総連合の奥村榮氏、原告団からは副代表の佐原若子氏、更に、阿部一久氏（青森県平和推進労働組合会議）、古村一雄氏（核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会）の4名が共同代表に就任した。今後、抗議行動や要請、講演会など、脱原発に向けた様々な活動を行っていく市民運動組織として運営されていく。

設立総会の後で、原告団運営委員でもある澤井正子氏の「増える核のゴミ、結局どうなるの？」と題する講演があった。



という。それから、既に決められている政策にかかわる法律条文や公文書について解説してもらった。国は最終処分地が操業するまでに40年以上かかると説明しているにもかかわらず、現時点で処分地の選定すら進んでいないことから、現在青森県に置かれている核のゴミは、今のところ、どこにも動かされる見通しはない。2008年に三村知事と日本原燃は、「あくまでも一時貯蔵であり、青森県において最終処分を行わない」ことを再確認して、「確実に青森県外に搬出される」と確約したにもかかわらず、2023年である今、見通しがないのである。また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に定められた処分地選定の手続きの方法は、民主的とは程遠い決め方である。具体的には、自治体が申請をしさえすれば、無条件で国がそこを処分地と決定しても違法ではないという内容であり、改めて、驚くべき国の原子力政策推進の強引さ、誰も責任を取らない杜撰さを、資料とともに確認させていただいた。

昔から、慎ましく、目の前の幸せを願ってきた青森県民が、これ以上馬鹿にされて、騙され続けるのは耐えられない。この憤りは、やはり私たちが行動を起こして、一人でも多くの人たち

と共に解決に向かっていくしかない。設立総会を終えて、私たちの運動を、これから日本に住み続ける若い人たちとともに広げていくのが急務であることを確信した。原告団ニュースの読者の皆さんは、脱原発のために40年以上努力しても成しえなかった事実を十分に知っている方々だと思う。しかし、今からでも遅くはない。身の回りにいる、少しでも若い世代に対して、まずは自らの言葉で伝え広げることがを繰り返していただくよう、切にお願いします。

日本の放射性廃棄物区分

廃棄物の種類	廃棄物の例	発生場所	処分方法		
高レベル放射性廃棄物 全体の1%	世界標準	使用済燃料 ガラス固化体	原子力発電所	地層処分 (地下300m以下)	処分場なし
	日本標準	(リサイクル燃料) ガラス固化体	再処理工場		
低レベル放射性廃棄物 全体の3%	超ウラン核種を含む放射性廃棄物 (TRU廃棄物)	燃料被覆管 パーナブルポイズン 廃液、フィルター	再処理工場 MOX燃料加工工場	地層処分 中深度処分 ピット処分	処分場なし
	ウラン廃棄物	消耗品、スラッジ 廃器材	ウラン濃縮 燃料加工工場	地層処分 中深度処分 ピット処分 トレンチ処分	処分場なし
	放射能レベルの極めて高い廃棄物	制御棒、炉内構造物	原子力発電所	中深度処分	処分場なし
	放射能レベルの比較的低い廃棄物	廃液、廃フィルター 廃器材 消耗品固形化物		ピット処分	六ヶ所村 ドラム缶300万本
放射能レベルの極めて低い廃棄物	コンクリート、金属	トレンチ処分		処分場なし (原子力機構：東海村)	
全体の96%	クリアランス廃棄物 (規準は0.01mSv)	原子力発電所 再処理工場	上記のすべての施設	リサイクル リユース 一般産業廃棄物	一般社会
放射性廃棄物でない廃棄物	クリアランスレベル以下の廃棄物	原子力発電所解体 廃棄物の大部分			

気体放射性廃棄物？ 液体放射性廃棄物？ → 運転中にすべて環境に放出！
福島第一原発：中間貯蔵除染土、事故復旧+解体廃棄物は？？？

(当日の講演会資料より)

パワーポイントを使った説明によると、国が定めた放射性廃棄物区分では、原発を解体した時の建屋の大部分は、放射性廃棄物でない廃棄物に区分されており、一般ゴミと同じ扱いで私たちの住む社会に還元されるのだという。また、国の廃棄物区分の中には「気体」は含まれていないため、六ヶ所の工場内に現在「中間貯蔵」されているガラス固化体（中心温度410℃）を冷却して排出される「強い放射能を帯びた塵を含む気体」は、そのまま何の処置もされずに外気に放出されているのだ

フクシマを忘れたGX法案

この反対声明は2023年4月27日に郵送で提出しました。

2023年4月27日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
経済産業大臣 西村康稔 殿
原子力規制委員長 山中伸介 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会
青森県反核実行委員会
青森県平和推進労働組合会議
核燃・だまっちゃおられん津軽の会
核燃いらない市民の会
核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会
核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会
放射能から子どもを守る母親の会
六ヶ所村の新しい風

反対声明

1. GX法案の閣議決定と国会提出

政府は昨年からGX実行会議において、原発の新增設・建て替え、運転期間の延長を含む原子力政策の大転換を図る方針を検討してきたが、令和4年12月28日、関連する法律の改正を閣議決定し、次の法案（以下「本法案」という）が、目下衆議院本会議において審議中である。

本法案は原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、使用済み燃料再処理法、再生可能エネルギー特別措置法など5つの改正法案を一本化した束ね法案である。

提案理由として、ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給のひっ迫などへの対応や、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められており、脱炭素電源の利用を促進しながら電気の安定供給を確保するための制度整備の必要性を挙げている。

2. 本法案の狙い

本法案の狙いは、我国の原子力政策の大転換し、原子力エネルギーを最優先且つ最大限活用しようとするものである。

第6次エネルギー基本計画は、福島第一原発事故の悲惨な事態を真摯に反省し、その教訓を生かして二度と原発事故は繰返さない努力を続けることを宣言した上で、原子力につ

いてはいかなる事情よりも安全を最優先し、可能な限り原発依存度を低減すると述べている。

本改正は、岸田政権自らが関与した基本計画を全面否定し、原子力の憲法である原子力基本法の根幹を大きく変え、更に束ね法案によって、安全規制の切り下げを図ろうとするものである。

加えて岸田政権は、本改正を機に、これまで明言を控えてきた原発の新增設と建て替え構想を具体化し、GX 実行会議で導入が検討された次世代革新炉の開発、建設に踏み出そうとしている。

3. 本法案に対する反対理由

(1) ウクライナ情勢に伴うエネルギー事情の変化とかグリーン・トランスフォーメーション (GX) という提案理由は、原発活用政策とは無関係であり、突然の法案提出は根拠のない便乗改正にほかならない。

(2) 本法案は、再生エネルギーと原子力という水と油の関係にあるエネルギー源を束ねて整備しようとするものであり、整合性に欠ける。再生エネルギー政策を優先的に促進すべしと主張する人たちが法案に反対しやすくしようとする政治的意図が透けて見える。

5つの法案は束ねることなく個別に慎重審議すべきである。

(3) 各法案に対する反対理由

① 原子力基本法

ア 原子力基本法第2条は、原子力の平和利用と安全の確保、その担保方法としての自主、民主、公開の三原則を基本方針と定めている。これは危険な原子力の推進に歯止めをかけ、もって人類社会の福祉と国民生活の向上に寄与することを目的としている。

ところが、今回の改正は、時の政府の原子力施策を条文化したもので、基本法改正の枠を逸脱しているばかりか、上記基本方針に違反している。

イ 本法案の基本方針には、福島第一原発事故を真摯に反省して事故防止の努力をする旨規定しておきながら、他方では原子力発電を国の責務（国策）と位置づけ、原発の維持・強化、原発事業者への救済など、原子力発電の継続と積極利用を基本的施策としているのは矛盾である。

ウ 原発依存の低減化、脱原発が依然として多数の世論を形成しており、再生可能エネルギーの一層の促進を図ることが脱炭素社会の実現に資することになるにもかかわらず、十分な国民的議論も経ることなく、突然の法案提出は、民主、公開の原則違反である。

エ 再処理の着実な実施を挙げているが、この施策は、余剰プルトニウムの更なる累積を招来し、原子力の平和利用を謳う基本方針に明らかに違反する。

また、再処理等拠出金法の付帯決議の一つである「利用目的のないプルトニウム不保持の原則」にも違反する。

オ 最終処分の円滑かつ着実な実施を力説しているが、この施策は、わざわざ基本法に規定するまでもない。関連法で最終処分地捜しが進められているものの、難航しており先行きは全く不透明な状況にある。本改正はこのような現実から目を背けて、高レベル放射性廃棄物の発生源である原発や再処理の積極的推進を図ろうとするものであり、整合性と合理性を欠くものである。

② 原子炉等規制法・電気事業法

ア 原発の運転期間延長

原子炉等規制法第43条の3の30は、原発の運転期間を原則40年、1回限り最大20年延長できると定めていたが、これを削除し、電気事業法の改正によって延長が20年を超える場合には、予期し難い事由（審査や裁判）による停止期間の合算が認められた。その期間が長期であれば60年超えの運転を可能とした。

ただ、30年超えの高経年化した原発については10年毎の原子力規制委員会の許可を義務づけてお茶を濁そうとしているが、運転停止中でも設備・機器の経年劣化は進行する。除外に合理的根拠は見出せない。

40年ルールは、福島原発事故に学び安全確保の見地から、与野党一致の賛成で国会決議されたものである。60年超え運転を可能にする法制度は安全規制の放棄に等しい。

本改正は、60年ルール新設の立法事実を忘れ、老朽原発の危険性に目をつぶり、そして、3.11以前の杜撰で事業者寄りの安全審査時代に先祖返りしたものと言わざるをえない。

イ 規制の形骸化

運転期間は、老朽原発の安全確保に深く係る問題であり、本来は原子力規制委員会が所管する原子炉等規制法で規制すべき事項である。ところが今回は、原発利用官庁の経済産業省が所管する電気事業法に移管され、長期間運転が決定された。本法案作成の過程で原子力規制委員会（原子力規制庁）と経済産業省の癒着も発覚している。

本改正は、福島原発事故の教訓から生まれた「規制と推進の分離」の基本原則を形骸化させ、3.11以前の「安全神話」の世界に引き戻そうとするものである。

③ 再処理法

廃炉の工程、終了までの期間、廃炉費用等が全く見通せない現状の下で、廃炉拠出金の納付を原子力事業者に義務づけることは、結局は利用者である国民に電気料金の形で、徒に大きな負担を強いるものであり、改正は拙速と言わざるをえない。

4. 結論

福島原発事故を忘れてはならない。フクシマを忘れないとは、原発回帰は許してはならないということである。

本法案の改正は、原子力政策の時計の針を3. 11以前に逆戻りさせ、二度と起こしてはならないと誓った福島第一原発の悲惨な事故を繰返させるものであり、到底許すことはできない。

よって、本法案に断固反対し、本法案の撤回と廃案を強く要求するものである。

プルサーマル先行き不透明

再処理工場着工30年

政府が2月に閣議決定した脱炭素化に向けた「GX（グリーン）トランスフォーメーション」実現に向けた基本方針」。

原発政策は依存度低減から最大限活用に大きく転換した一方、使用済み核燃料再

処理工場（六ヶ所村）を中核とする核燃料サイクルは「推進」の文言を明記したのみで、従来の踏襲にとどまる。再処理工場であるプルサーマルは、原発の再稼働が遅れるなど先行きが不透明で、実効性が乏しいのが現状だ。

【1ページに本記】

GX基本方針、実効性乏しく

基本方針では、東京電力福島第一原発事故以降は「想定しない」としてきた次世代型原発への建て替えや、運転期間60年超への延長を盛り込んだ。

一方、再処理やサイクルについては「再処理工場の竣工目標実現などの核燃料サイクル推進」の一文があるのみ。最大の課題であるプルサーマルの消費策をはじめ、政策推進の裏付けは見えない。

日本は国内外に約46トンのプルサーマルを保有している。大量保有には国際社会の懸念

脱炭素化に向けた国の基本方針。原発活用を掲げた一方、核燃料サイクルの課題解決に向けた具体策は示されなかった

が強いが、工場がフル稼働すれば年間約6・6トンの新たな発生する。

プルサーマルを既存の原発で再利用するプルサーマルは唯一の消費手段だが、原発事故後に再稼働した原発10基のうち実施は4基と停滞。消費量は最大でも年間2トにとどまる。

さらに4基のうち2基は、海外に加工を委託したプルサーマル・ウラン混合酸化物（MOX）燃料を使い切り、来年7月までの運転で一時的にプルサーマルを中断する見通し。2024年度はプルサーマルを全く消費できない見通しだ。

国の原子力委員会は、再処理で取り出すプルサーマルは原発で使える分に限定する方針。再処理工場が「24年度上期のできるだけ早期」とする完工目標を達成できても、プルサーマルが進展しなければ操作には制限がかかり、存在意義は大きく揺らぐ。

青森県内の自治体関係者は「原発活用を押し進めるのであれば、サイクルやプルサーマルの見直しについてもしっかりと具体策を示してほしい」と訴える。

（石川修平）

六ヶ所核燃などを巡る動き

2023年

- 1 13 西村康稔経済産業相：日本原燃の増田尚宏社長と異例の面談。核燃料サイクル政策の中核に据える再処理工場の完成へ「確実かつ効率的な審査対応」といった3点を要請。政府が2022年12月に決定したGX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針を踏まえ、「完工目標の実現は極めて重要な課題だ」と述べた。
- 23 原子力規制委員会：再処理工場の設工認で、日本原燃が2022年末に申請した第2回分の審査合を初開催。原燃の記載ミスが目立ち、「準備不足」と指摘。
- 31 日本原燃：2月に予定していたウラン濃縮工場の生産運転再開時期を3カ月延期し、5月に変更すると発表。2017年9月に運転を停止して以降、延期は4回目。
- 2 2 衆院予算委員会で立憲民主党の田嶋要氏：経済産業省が発行した発電方法に関する子ども向けパンフレットで、「再生可能エネルギーの短所が強調される一方、原発の短所には触れていない」と問題点を指摘した。経産省は「再エネも原子力も長所と短所は書いている」とするが、専門家は「原発は必要、再エネは使えない」とすり込む資料だ」と偏りを指摘している。主に青森県内を対象に2020年度に1万8千部を印刷して六ヶ所村とむつ市の小中学生に配布した。
- 3 青森県議会：原子力・エネルギー対策特別委員会を開催。国や事業者と質疑を行う。高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）の最終処分場を巡り、国の打ち出した原発活用とは対照的に処分地選定は進まず、委員からは国の姿勢を問う声が相次いだ。
- 7 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設施設に搬入されている電力4社の低レベル放射性廃棄物について、30年間にわたって放射線量と放射能濃度を過小評価していた恐れがあると発表。
- 10 「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定。
- 10 原子力施設が立地する下北の4市町村長：原発の最大限活用を明記した「GX実現に向けた基本方針」の閣議決定を受け、原子力利用の追い風となる、などと評価した。
- 11 原告団：事務局会議を開催。
- 13 原子力規制委員会：原発の運転期間を「原則40年、最長60年」とする現行の規制制度から、60年超運転を可能にする制度への見直し案を正式決定。採決で委員5人のうち石渡明委員が反対した。
- 14 原子力委員会：原子力政策の長期的な方向性を示す「原子力利用に関する基本的考え方」について、脱炭素やエネルギー安定供給の実現に向け、原発を活用するとして改定版を取りまとめる。
- 15 米軍三沢基地所属のF16戦闘機：訓練中に燃料タンク2個を青森県沖の太平洋に投棄。米軍側の説明では投棄したのは海岸線から約22キロ以上離れた領海外だが、具体的な場所は不明。
- 16 日本原燃：再処理工場の安全対策工事現場を公開。安全対策工事の進捗率は97%で、設工認の審査終了後の工事を残すのみ。
- 17 電気事業者連合会：プルサーマルについて、導入の見通しをまとめた「プルトニウム利用計画」を公表した。
- 17 電気事業者連合会：六ヶ所村に1億円寄付することを正式に決定。
- 19 原告団：運営委員会を開催。青森県内3会場で渡辺謙一監督の映画上映と監督トークの開催を決定（弘前市、青森市、八戸市）。
- 20 日本原燃：デーリー東北の取材に対し、再処理工場で1月28日、核物質を扱うため保障措置上の監視対象になっている部屋の照明が全て消え、国際原子力機関（IAEA）が設置したカメラで一時的に監視できない状態になっていたと明らかにした。
- 22 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設施設で1号施設は廃液や使用済樹脂をセメントやアスファルトで固めた「均質・均一固化体」、2号施設は金属などを充填剤で固めた「充填固化体」を受け入れていたが、2号施設が満杯に近いため、3月に美浜原発の充填固化体を1号施設で受け入れると発表した。23年度中に「充填固化体」を埋設する3号施設の操業を予定している。
- 3 2 原告団：核燃基礎講座（その2）として、今中哲二さんを講師にZoomによる学習会を開催。内容は「放射線・放射能問題の基礎知識」。
- 5 さようなら原発・核燃3・11青森集会を開催：樋口英明弁護士（元裁判官）が「私が原発をとめた理由」と題して講演を行う。
- 9 六ヶ所村：核燃料サイクル施設と東北電力東通原発の重大事故に備えた避難計画を修正した。
- 11 原告団：事務局会議を開催。
- 17 日本風力開発（東京）：六ヶ所村尾駈の牧草地に設置している風力発電用の風車1基が根元付近から折れ、倒れているのを確認した。
- 19 プルサーマル発電を実施している4基の原発：玄海3号機が今年11月、伊方3号機が来年7月までの運転で、海外に加工を委託したMOX燃料を使い切り、プルサーマルを中断する見通しとなったことが、電力各社の運転計画で分かった。

- 24 核燃裁判。2 通の準備書面を提出。
- 28 原子力規制委員会：再処理工場の審査会合を開催。日本原燃は設工認の申請書一式、約 6 万ページ中、誤記や様式不備、記載漏れ、落丁が計約 3100 ページで確認されたと報告。
- 30 日本原燃：2023 年度、海外からの返還ガラス固化体と使用済燃料の施設への輸送計画は 7 年連続でゼロと公表した。
- 4 6 経済産業省：原子力施設の関係自治体を支援するため、全国 25 市町村の首長らと対話する「原子力政策地域会議」を立ち上げ初会合を開催。支援チームも設置。青森県からは大間町、むつ市、東通村、六ヶ所村が参加。
- 9 2023 年「4・9 反核燃の日」全国市民集会を開催：記念講演として、副代表の佐原若子氏が「再処理工場の危険性」と題して講演を行う。
- 11 原子力規制委員会：再処理工場の部屋の照明が消え国際原子力機関（IAEA）の監視が中断した問題を巡り、事業者の日本原燃に再発防止策を再提出させることを決めた。日本原燃の原因分析や対策を不十分と判断したため。
- 13 原告団：核燃基礎講座（その 3）として、今中哲二さんを講師に Zoom による学習会を開催。内容は「放射線・放射能問題の基礎知識（その 2）」。
- 14 日本原燃：ウラン濃縮工場・濃縮建屋（管理区域）内で 13 日午後 6 時 8 分ごろに水道水約千リットルの漏えいを確認したと発表した。水に放射性物質は含まれず、周辺環境への影響はない。
- 14 原子力規制委員会：日本原燃増田社長から、申請書に大量の記載ミスがあった問題などで、今後の対策などを聴取した。
- 15 核のゴミから未来を守る青森県民の会：設立総会を開催。青森県内の反核団体が構成し、反核燃運動の広がりを目指す。その後、澤井正子氏による「増える核のゴミ、結局どうなるの？」と題した記念講演会を開催。
- 19 共同通信：原発立地 35 自治体にアンケートした結果、高レベル放射性廃棄物最終処分調査に応じる自治体がゼロだったことが分かった。
- 20 原告団：オンライン学習会を開催。「火山事象に対する安全の欠如」について中野弁護士が詳しく解説。
- 22 原告団：事務局会議を開催。
- 24 日本原燃：再処理工場の審査資料に大量ミスがあった問題をめぐり、原子力規制委員会の審査会合で、説明の全体計画を策定し進捗を管理する「ステアリングチーム」を新設する方針を示した。
- 27 日本原燃：ウラン濃縮工場の屋外にある配管で、3 月に判明した軽油漏えいの原因は、配管腐食と発表。
- 28 青森県内の反核燃 10 団体：政府に対し、60 年超の原発運転延長を可能とする東ね法案「GX 法案」の撤回と廃案を求めて反対声明を提出(4/27 郵送)し、記者会見を行う。
- 28 政府：高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針を改定し閣議決定。調査地を増やすため関心を持つ自治体との協議の場を設けるなど、国の主体的な取り組みを強化する。
- 28 日本原燃：5 月としていたウラン濃縮工場の生産運転再開を 8 月に延期と発表。「使用前事業者検査」の遅れが原因。

「3.11 集会」・2つの集会に参加して

事務局長 山田清彦

3月5日開催の「さようなら原発・核燃3.11 青森集会」の前日の4日、弘前市で6回目となる集会が開催され、講師は龍谷大学の大島堅一教授（原子力市民委員会座長）で、原告団ニュース131号で紹介したように、意見書「核燃サイクル・六ヶ所再処理事業のコストとその負担について」を執筆してもらっています。

今回の大島教授は、主として「GX（グリーン・トランスフォーメーション）法案」に焦点を絞り、今の岸田政権は、強引で国民に非公開で物事を決めていく手法だ。原発の運転60年以上の長期化を目指すばかりでなく、新增設も企んでいる。原発の用地取得に20年、建

設に20年、運転に60年以上、後始末にも数十年の時間が必要となる。その場合に、これから先に生まれる人に、原発の後始末を押し付けることになるが、そういうことが許されるはずはないと訴えました。

なお、翌日の樋口弁護士の講演の中で、福島原発事故が大破局的な事故になり得たのに、そうならなかったのは奇跡に近いと話していました。もし設計通りであったら、もしかしたら大事故で東日本に人が住めなくなっていたはずですが、そうならなかったのは、天の采配かもしれないし、日本の原子力技術の完成度が低かったから、奇跡が起きたのだとも。

お二人の講演を聞いて、改めて原子力推進を止める必要性を強く感じました。そして、六ヶ所再処理工場を早期に止め、未来世代への負担を軽減する闘いの強化が必要と痛感しました。

お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2023. 6. 30(金) 14:00～青森地裁
裁判終了後 当日の裁判内容についての報告、意見交換会を開催しています。
ぜひ、裁判の傍聴、報告会に参加してください。
- ◆ **第38回 4・9反核燃の日 全国集会** 2023. 6. 24(土) 青い海公園
- ◆ **《弘前→青森→八戸》連続映画上映会&監督トーク** 2023. 7. 1(土)・2(日)
- ◆ **2023年大MAGROCK VOL.14** 2023. 7. 22(土)～7. 23(日) 大間原発に反対する地主の会所有地
& **第15回大間原発反対現地集会**

※上記詳細は同封のチラシをご覧ください。

カンパを戴いた方々です。(敬称略)ありがとうございました。

遠藤浩二、後藤政志、寺尾光身、宮本京子、宮本京子、高松恵子、河野正義、大野圭子、三浦育夫、大石悦司、山下千恵子、高橋将之、石下直子、奥村回、麻生純二、桐谷敏弘、薄井洋一、野溝春子、久保博夫、中畑範彦、山崎昌子、渡辺つたえ、奥幸作、堀江優子、池尻京子、野坂幸司、藤島真紀、栗原哲、宮内尚、福士雅昭、安達由起、浅井秀明、西谷秀明、田宮高紀、庄司恵雄、米村釧、米村栄子、西尾美和子、田中榮、三浦育夫、横山倅、日下部信雄、本間義悦、中村光一、建部玲子、坂井清昭、宮本京子、川尻ひろし、川原登喜の、松島恵美子、小笠原公子

編集後記

ロシアは、ウラン濃縮大国である。世界需要の46%のシェアを占めている。裏返せば、劣化ウラン大国でもある。西側がウクライナに供与する戦車は、劣化ウラン弾（イギリスは再処理工場からの回収ウランも使用しているという）を使うことによりその真価を発揮する。双方の劣化ウラン弾の打ち合いで、ウクライナの国土がどうなるのか。ウランの微粒子を吸い込んだ住民が、どんな苦しみを受けるかを書くにはこの欄は少なすぎるので、是非「イラク 湾岸戦争の子どもたち」（森住 卓）などを読んでほしい。8/5広島で核分裂したウランは1kgに満たなかった。核分裂しなかった残りの60数kgはエアロゾル化して広島上空に飛び散り、黒い雨となり地上に舞い戻った。原爆は可搬型の放射能兵器である。原発は固定型の放射能兵器である。即死はさせない。じわりじわりと苦しめて命を削る。六ヶ所村のウラン濃縮工場には、劣化ウラン（六フッ化ウラン）が48Yシリンダー（容量12トン）で1136本も積まれている。六ヶ所村原子力災害避難計画では、ウラン濃縮工場の緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の範囲は0kmである。ウランの怖さも、フッ化水素の怖さも村行政は知らないのか、知ろうとも思わないのだろうか。 小笠原

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。

今回のニュースと一緒に、2023年度会費納入の振込用紙を同封いたしました。何卒よろしくお願ひします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9
浅石法律事務所内
TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座（ゆうちょ銀行）

（記号 02300 番号 037486）

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>